

## さいたま市健康科学研究センター動物実験実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。)、**「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」**(以下「飼養保管基準」という。)、**「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)」**(以下「厚労省基本指針」という。)、**「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」**(以下「処分指針」という。)、**「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日日本学術会議)」**(以下「ガイドライン」という。)及び「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年条例第46号)」(以下「条例」という。)を踏まえ、さいたま市健康科学研究センター(以下「研究センター」という。)における動物実験を動物愛護に配慮しつつ、科学的観点に基づき、適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 動物を試験、検査、研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験のため、実験室等において飼養又は保管(実験室等に導入するために輸送中のものを含む。以下「飼養等」という。)している哺乳類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (4) 実験室等 研究センターに設置された、実験動物の飼養等又は動物実験の利用に供する室及び設備をいう。
- (5) 所長 動物実験の実施に関する最終的な責任を有する研究センター所長をいう。
- (6) 管理者 実験動物及び実験室等の管理を統括する者で、動物実験を実施する研究センター課長の職にある職員をいう。
- (7) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物及び実験室等の管理を担当する者で、実験動物に関する知識及び動物実験の経験を有する研究センター職員をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験計画に係る業務を統括する研究センター職員をいう。
- (9) 動物実験実施者 実験動物の飼養等及び動物実験を実施する研究センター職員をいう。
- (10) 法、指針等 法、条例、飼養保管基準、厚労省基本指針、処分指針、ガイドラインその他の法令等において動物実験又は実験動物に関する定めのあるものをいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、研究センターにおいて実施するすべての動物実験に適用するものとする。

(基本原則)

第4条 動物実験の実施に当たっては、動物実験の目的を達することができる範囲において、次の各号に掲げる事項に配慮してこれを行わなければならない。

- (1) 代替法の利用 (Replacement) できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
- (2) 使用数の制限 (Reduction) できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用すること。
- (3) 苦痛の軽減 (Refinement) できる限り動物に苦痛を与えない方法により行うこと。

2 動物実験は、適切に維持管理された実験室等において実施しなければならない。

3 人又は実験動物の安全・健康、周辺環境及び生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する場合は、安全確保及び健康保持のほか、公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するために相当の注意を払わなければならない。また、飼養環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう十分に配慮しなければならない。

(管理者)

第5条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに実験室等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の取扱い及び実験室等の使用に関する管理マニュアル並びに飼養保管基準に沿った動物飼育管理標準作業書（以下「標準作業書」という。）を定め、実験動物管理者及び動物実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物管理者)

第6条 実験動物管理者は、実験室等の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、実験動物の頭数及び状態を確認するものとする。

2 実験動物管理者は、動物実験実施者に対して、動物実験計画の立案段階から、実験動物の取扱い及び実験室等の適切な使用に関する指導及び助言を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。

(動物実験委員会)

第7条 適正な動物実験の実施を図るため、さいたま市健康科学研究センター動物実験委員会（以下、「動物実験委員会」という。）を設置する。

2 動物実験委員会は、次の各号に掲げる事項について審査又は調査を行い、所長に報告を行うものとする。

- (1) 動物実験計画が法、指針等及びこの要綱に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施結果に関すること。
- (3) その他動物実験の適正な実施のために必要な事項に関すること。

3 動物実験委員会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(動物実験計画の承認及び実施)

第8条 動物実験責任者は、動物実験の実施に当たり、第4条の基本原則に従い、当該年度の動物実験計画を立案し、動物実験計画書(様式1)を添えて所長に承認の申請をしなければならない。

2 所長は、前項の申請があったときは、動物実験委員会の審査を経て、その承認又は却下を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験実施者は、前項の承認を得た後でなければ、動物実験を実施することができない。ただし、所長が緊急に実施しなければならない動物実験と認めた場合はこの限りでない。

4 前三項の規定は、承認を得た動物実験計画の変更について準用する。

5 動物実験責任者は、動物実験が終了又は中止した際、若しくは承認期間が終了したときは、実施結果を速やかに動物実験実施報告書(様式2)によって所長に報告しなければならない。

6 所長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて適正な動物実験を実施するための改善措置を講ずるものとする。

(実験操作)

第9条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たり、動物実験計画書及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の使用
- (2) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
- (3) 適切な術後管理
- (4) 適切な安楽死の選択

2 動物実験実施者は、法、指針等及び研究センターにおける関連する要綱等に従わなければならない。

3 動物実験実施者は、動物実験を実施する前に必要な試験手技等の習得に努めなければならない。

(実験室等の要件)

第10条 実験室等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた設備を有すること。
- (3) 床や内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(実験動物の導入)

第11条 管理者は、法、指針等に基づき適正に管理している機関等から実験動物を導入するものとする。

2 管理者は、実験動物の搬入に当たっては、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

3 管理者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第12条 実験動物実施者は、動物実験の実施に当たり、標準作業書を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の給餌及び給水)

第13条 実験動物実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、かつ、動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(実験動物の健康管理)

第14条 実験動物管理者は、動物実験の目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物が動物実験の目的以外の傷害や疾病にかかったときは、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼養等)

第15条 実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一の実験室等で飼養等を行う場合は、その組合せを考慮して収容するものとする。

(実験動物の記録の保存及び報告)

第16条 管理者は、実験動物の導入先、飼養等履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者は、飼養等を行った実験動物の種類、数等を毎年度、所長に報告しなければならない。

(安全管理)

第17条 管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が研究センター外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、有毒動物の飼養等を行う場合は、人への危害の発生を防止するため、法、指針等に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養等及び動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知しなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練の実施)

第19条 所長は、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 法、指針等及びこの要綱に関する事項
- (2) 動物実験及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 安全確保に関する事項
- (4) 実験室等の利用に関する事項
- (5) その他適切な動物実験の実施に関する事項

2 前項の教育訓練を実施した場合は、実施日、教育訓練内容、講師及び受講者の氏名等を記録し保存するものとする。

(自己点検等)

第20条 所長は、動物実験の実施に関して、法、指針等及びこの要綱への適合性について、自己点検評価表(様式3)に基づき自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の自己点検及び評価を行った場合は、その結果について、研究センター以外の者による検証を実施するよう努めなければならない。

(自己点検及び評価に関する情報公開)

第21条 前条第1項の自己点検及び評価に関する情報については、毎年度研究センターホームページにおいて公開するものとする。

(準用)

第22条 第2条第2号に規定する実験動物以外の動物を動物実験に利用する場合は、この要綱の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、動物実験の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康科学研究センター動物実験指針の廃止)

2 健康科学研究センター動物実験指針（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

さいたま市健康科学研究センター動物実験計画書

新規  変更

研究課題	
------	--

研究目的				
動物実験責任者 (選択項目を☑)	フリガナ	所属(課名及び係名)	職名	教育訓練
	氏名 職員番号			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者 (括弧内にフリガナ、 選択項目を☑)	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	( )			教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後～ 年 月			中止・終了等	年 月 日		
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設	部屋名(部屋番号)			実験室	部屋名(部屋番号)	
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	週齢(重量)	入手先(導入機関名)	備考

研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)

研究計画と方法	
---------	--

<b>特殊実験区分</b> (該当項目をすべて☐)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 2. 毒性実験 3. その他 (具体的に記入: )	
<b>動物実験の種類</b> (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>動物実験を必要とする理由</b> (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

<b>想定される苦痛のカテゴリー</b> (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えようと思われる実験。
----------------------------------	--	--

<b>動物の苦痛軽減、排除の方法</b> (該当項目をすべて☑)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的に薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 5. その他 (具体的に記入: )
-------------------------------------	--	---

<b>安楽死の方法</b> (該当項目をすべて☑)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (具体的に薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) 2. 炭酸ガス 3. 中枢破壊(具体的に記入: ) 法) 4. 安楽死させない (その理由を記入: )
------------------------------	--	---

<b>その他必要または参考事項</b>	(過去の動物実験計画書承認実績、委員会への申請状況などを記入する。)  安楽死の適用範囲は、以下のとおりとする。 1. 計画に基づき動物実験を終了した場合、2. 疾病または負傷等によって回復の見込みがない障害を受けた場合、3. 実験処置による苦痛が著しい場合、 4. 退役個体等の余剰動物が生じた場合、5. 火災や地震等の緊急事態の場合
---------------------	--



さいたま市健康科学研究センター動物実験実施報告書

終了  中止

試験研究課題							
試験研究目的							
動物実験責任者 (選択項目を☑)	フリガナ			所属(課名及び係名)	職名	教育訓練	
	氏名					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物実験実施者 (括弧内にフリガナ、 選択項目を☑)	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( )					教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
実験実施期間	年 月～ 年 月				中止・終了等	年 月～ 年 月	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設	部屋名(部屋番号)			実験室	部屋名(部屋番号)	
		動物種	系統	性別		匹数	週齢(重量)
使用動物							
試験研究の結果 (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> 計画どおりに実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(理由: ) <input type="checkbox"/> 中止(理由: )						
使用動物の選択 (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> 適(理由: ) <input type="checkbox"/> 不適(理由: )						
使用動物数の削減 (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> 適(理由: ) <input type="checkbox"/> 不適(理由: )						
動物の苦痛軽減 動物の安楽死 (選択項目を☑)	<input type="checkbox"/> 適(理由: ) <input type="checkbox"/> 不適(理由: )						
その他必要または 参考事項	安楽死の適用範囲は、以下のとおりとした。 <input type="checkbox"/> 計画に基づく動物実験を終了した場合 <input type="checkbox"/> 疾病または負傷等によって回復の見込みがない障害を受けた場合 <input type="checkbox"/> 実験処置による苦痛が著しい場合 <input type="checkbox"/> 退役個体等の余剰動物が生じた場合 <input type="checkbox"/> 火災や地震等の緊急事態の場合						

1 組織・体制の整備

(1)実施機関の長が明確であるか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(2)実施機関の長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験委員会の責務は明確であるか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

2 機関内規程

(1)機関内規程が策定されているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 策定されているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(2)機関内規程に下記の項目が含まれているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 含まれているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
含まれる項目にチェックを入れてください。 (i)総則に関する項目 <input type="checkbox"/> 目的および基本原則

自己点検評価表

<input type="checkbox"/> 用語の定義
<input type="checkbox"/> 適用範囲
(ii)実施機関の長の責務に関する項目
<input type="checkbox"/> 動物実験委員会の設置
<input type="checkbox"/> 動物実験計画書の承認
<input type="checkbox"/> 動物実験計画の実施結果の把握
<input type="checkbox"/> 教育訓練の実施
<input type="checkbox"/> 自己点検及び評価
<input type="checkbox"/> 外部の者による検証
<input type="checkbox"/> 動物実験等に関する情報公開
(iii)動物実験委員会の役割に関する項目
<input type="checkbox"/> 動物実験計画の審査
<input type="checkbox"/> 動物実験計画の実施結果に関する助言
(iv)動物実験委員会の構成に関する項目
<input type="checkbox"/> 動物実験に関して優れた識見を有する者(動物実験の専門家)
<input type="checkbox"/> 実験動物に関して優れた識見を有する者(実験動物の専門家)
<input type="checkbox"/> その他学識経験を有する者(上記専門家以外の学識経験者)
(v)実験動物の飼養及び保管に関する項目
<input type="checkbox"/> マニュアル(標準作業書等)の作成と周知
(vi)動物実験等の実施上の配慮に関する項目
<input type="checkbox"/> 動物実験計画書の立案
<input type="checkbox"/> 適正な動物実験等の方法の選択
<input type="checkbox"/> 苦痛の軽減
(vii)安全管理に関する項目
<input type="checkbox"/> 危害防止
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応
(viii)教育訓練に関する項目
<input type="checkbox"/> 教育訓練の実施者及び対象者
<input type="checkbox"/> 教育訓練の内容
(ix)自己点検及び評価に関する項目
<input type="checkbox"/> 自己点検及び評価の実施
(x)外部の者による検証に関する項目
<input type="checkbox"/> センター以外の者による検証の実施
(xi)情報公開に関する項目
<input type="checkbox"/> 情報公開の方法
<input type="checkbox"/> 公開する項目

自己点検評価表

<p>○根拠となる資料</p>
<p>○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)</p>

3 動物実験委員会

<p>(1)実施機関の長により、動物実験、実験動物、その他専門家が任命されているか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>○根拠となる資料</p>
<p>○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)</p>

<p>(2)動物実験委員会は計画書の審査結果を実施機関の長に報告しているか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>報告しているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>○根拠となる資料</p>
<p>○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)</p>

<p>(3)動物実験委員会は、動物実験の実施状況を把握し、実施機関の長に報告しているか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>報告しているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>○根拠となる資料</p>

自己点検評価表

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(4) 動物実験委員会は、実施結果について実施機関の長より報告を受け必要に応じて助言を行っているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

4 動物実験の実施体制

(1) 動物実験計画書は、動物実験責任者により作成されているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(2) 動物実験計画書は、動物実験委員会の審議を経て、実施機関の長により承認又は却下されているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

自己点検評価表

<p>(3) 動物実験計画書に下記の項目が含まれているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 含まれているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>含まれる項目にチェックを入れてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 研究の目的</li><li><input type="checkbox"/> 実験方法</li><li><input type="checkbox"/> 実験期間</li><li><input type="checkbox"/> 使用動物種</li><li><input type="checkbox"/> 使用動物の遺伝的・微生物学的品質</li><li><input type="checkbox"/> 使用予定匹数と、その根拠</li><li><input type="checkbox"/> 実験実施場所</li><li><input type="checkbox"/> 麻酔法、安楽死法</li><li><input type="checkbox"/> 代替法の検討</li><li><input type="checkbox"/> 苦痛度分類</li><li><input type="checkbox"/> 苦痛軽減措置</li><li><input type="checkbox"/> 人道的エンドポイント</li><li><input type="checkbox"/> 動物死体の処理法</li><li><input type="checkbox"/> 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用</li></ul>
<p>○根拠となる資料</p>
<p>○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)</p>

<p>(4) 実施機関の長は、動物実験の実施計画およびその結果を把握し、必要に応じて改善指示を行っているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>○根拠となる資料</p>
<p>○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)</p>

自己点検評価表

5 教育訓練

(1)実施機関の長は、動物実験実施者に対する教育訓練を実施しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。) ・改善すべき点は特にない。

(2)実施機関の長は、管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者に必要な教育訓練を実施しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(3)教育訓練に下記の内容が含まれているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 含まれているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
含まれる項目にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 法令等、機関内規程等 <input type="checkbox"/> 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項 <input type="checkbox"/> 安全確保に関する事項 <input type="checkbox"/> 実験室等の利用に関する事項 <input type="checkbox"/> その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
○根拠となる資料

自己点検評価表

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(4)教育訓練の実施記録は保存されているか?

(教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等)

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

6 自己点検

(1)実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか?

はい 行っているが、一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

7 情報公開

(1)基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか?

はい 公開しているが、一部に改善すべき点がある いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)



自己点検評価表

(2)情報公開を行っている項目を選択 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果 <input type="checkbox"/> その他 (公開している項目を記載 )
○根拠となる資料(ホームページの場合は URL)
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

8 安全管理

(1)安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 定めているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当する実験は行われていない
定められている項目にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 有害化学物質の投与実験 <input type="checkbox"/> その他の実験( )
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(2)動物実験における麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

自己点検評価表

(3) 動物による傷害や疾病発生時の対応を定めているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 定めているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(4) 動物が施設外に逸走したとき場合の対応を定めているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 定めているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

9 飼養保管

(1) 実施機関の長は、機関内の(動物の)飼養保管施設を把握しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 把握しているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(2) 動物飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 置かれているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料

自己点検評価表

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(3) 実験動物管理者は、飼養保管基準に従って活動をしているか？管理の記録を残しているか？

はい  一部に改善すべき点がある  いいえ

記録している項目にチェックを入れてください。

飼養日報(作業記録・温湿度・照度・動物数等)

動物導入記録

動物死亡記録

異常動物

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(4) 実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書やマニュアルを定めているか？

はい  定めているが、一部に改善すべき点がある  いいえ

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(5) 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？

はい  一部に改善すべき点がある  いいえ

○根拠となる資料

自己点検評価表

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(6)以下の事項について点検しているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

点検者：実施機関の長 管理者 実験動物管理者 動物実験責任者 動物実験委員会  
動物実験実施者

その他 ( )

含まれる項目にチェックを入れてください。

整理整頓はされているか？

老朽化箇所、補修の必要な箇所が放置されていないか？

空調、給排水等の設備は、適正に点検がされているか？

飼育室の温度、湿度、換気等の環境条件の記録は保存されているか？

○根拠となる資料

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(7)動物飼育管理手順書、マニュアル等に下記の項目が含まれているか？

はい 一部改善の余地がある いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

動物の搬入、検疫、隔離飼育等

飼育環境への順化又は順応

飼育室の環境条件(適切な温度、湿度、換気、明るさ等)

飼育管理の方法

健康管理の方法

逸走防止措置と逸走時の対応

廃棄物処理

施設・設備の保守点検

実験動物の記録管理、記録台帳の整備

緊急時の連絡

○根拠となる資料

自己点検評価表

○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

(8)地震、火災等の緊急時の対応を定めているか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 定めているが、一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

10. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、基本指針等への遵守状況を確認しているか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
○根拠となる資料
○判断理由、改善の見通し(改善すべき点があれば明記する。)

点検日            年    月    日  
点検者